

設計業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

「高松地区かわまちづくり」レストハウス建設工事設計業務

2. 業務の内容等

- ・基本設計、実施設計
- ・外構工事設計
- ・上記に伴う計画の提案、行政手続き

3. 建設場所等

- ・建設場所 高崎市高松町 39-1、-10 の各一部
- ・敷地面積 797.83 m²
- ・都市計画等
都市計画区域
用途地域：商業地域
防火地域等：指定なし
駐車場整備地区
建ぺい率：80%
容積率：400%
日影規制：無
河川保全区域内

【レストハウス及び外構設計 4～6】

4. 設計条件

(1) 建築条件等

用途： 飲食店、休憩所

施設規模： 延床面積：約 600 m²～900 m²（予定）

構造及び階数： 構造 S造、RC造、SRC造 階数 3F程度（施設用途規模等を考慮し、最適な構造、階数を選択すること）

(2) 諸室、必要な機能

「高松地区かわまちづくり」基本構想（別紙 01）

諸室諸元表（別紙 08）

を参考とし、必要な機能に沿った提案をおこなうこと。

(3) 設計留意事項

設計業務の着手にあたり、事前に設計対象敷地及びその周辺の現状を十分に調査し、建築物の目的を十分理解把握し、与えられた条件の範囲内で設計を行うものとする。

なお、付随する施設についても当然必要とされる場合には、監督員と協議の上設計を行うものとする。

- ・効率的な事業推進に向けて、計画等の策定に際し、提案、協力を行うこと。建設工事、外構工事を行う上で必要な解体工事は本設計に含まれるものとし、工事ごとの別発注に対応できるものとする。また、計画に沿った概略工事工程表を作成すること。
- ・耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類、重要度係数は1.25とする。
- ・利用者の利便性に係る施設内外の誘導サイン等も計画、設計すること。
- ・合意形成を円滑に進めるため、基本設計の確定前に着色パースを提出すること。最終成果はそのパースを修正したものとする。
- ・事業の進捗等に伴い必要となる説明会等の説明資料作成に協力し、必要な場合は出席し、説明等を行うこと。
- ・電波障害対策方法検討を行うこと。(机上検討、受信レベル測定等の現地調査、各戸対策方法提案を含む)
- ・市の行うインプレスライド等で工事内訳書等の変更が必要となった場合、業者見積り等の協力をすること。
- ・本業務を進捗するにあたり必要な国庫補助申請、施設管理上必要な、各室の面積表、図等を作成すること。
- ・業務の遂行にあたっては市担当者及び「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務請負者と定期的な打合せを行うものとし、左記のものから指示があった場合には、その内容に従うこと。

(4) 予定工事種別

建築工事（建築意匠、建築構造）、電気設備工事、
機械設備工事（空調換気設備、給排水衛生設備）
外構工事、電波障害対策工事 等

5. 所要図書等（成果品）

- ・設計にあたっての考え方 A4もしくはA3判-1部、PDFデータ
- ・コスト縮減に対する考え方 A4もしくはA3判-1部、PDFデータ
- ・打合せ議事録 A4判-1部、PDFデータ
- ・基本設計説明書 A3判製本横綴じ-概要版40部全編版20部、PDFデータ
- ・設計図（原図） A1判-1部
- ・縮小版 B4判-1部（上質紙）
- ・製本 A1判二つ折り-1部、縮小A3判二つ折り-5部
- ・左綴図 A1判-1部 工事ごとに
- ・着色パース 内・外観とも A3判-1部(額入り)、PDFデータ
- ・CADデータ CD-R等（JWW形式、PDF形式）
- ・工事内訳書 設計者による単価入内訳書 A4判-1部 工事ごとに
Excelによる単価入内訳書 CD-R、A4判-各1部
- ・その他 構造計算書、各種計算書、積算調書、単価調書、見積調書、
見積書、電波害調査報告書

計画通知に係る手続き業務(手数料は高崎市負担とする)、省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務、バリアフリー法など、その他、計画する上で必要となる諸手

続きのための各官公庁提出書類の作成、手続き。庁内調整、市議会や住民説明会等に必要資料作成、印刷を含む。

6. 所要図書の内容

○設計にあたっての考え方

配置及びアプローチ計画、平面計画の考え方、外観計画、使用材料の選定方法、その他設計概要を具体的に記入し、設計に着手する前に提出すること。

○コスト縮減に対する考え方

計画手法・技術基準・設計手法・新技術の活用等、根拠を明らかにすること。イニシャルコスト・ランニングコストを算出し、効果を明らかにすること。

○打合せ議事録

設計の各段階における設計案ができたとき、又は特に必要と認められるときは監督員と十分に協議のうえ、確認を受けること。また、協議内容についてはその都度設計記録を整備し、その都度提出し監督員の了承を得た後、最後にまとめて提出すること。

○基本設計説明書

基本設計の概要をまとめたもので、詳細は協議による。

- ・ 設計要旨
- ・ 意匠、構造、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備及び外構について、計画概要を記載したもの（比較検討を含む）。
- ・ 色彩計画
- ・ 概算工事費
- ・ 工事工程表

○設計図（工事種別）

CADを使用すること。

建築図面は、工事名称、図面リスト、特記仕様書、案内図、配置図、公図、面積表、仕上表、平面図、立面図等の順番で番号を付し（その他必要図面は監督員と協議）、設備図面は、工事名称、図面リスト、特記仕様書、メーカーリスト、機械表、管種表、工事区分表、案内図、配置図、平面図等の順番で（以下建築と同じ）作成すること。その番号は、建築意匠 100～、建築構造 200～、電気設備 300～、機械設備 400～、解体 500～とする。

原図に設計事務所名、建築士登録番号、建築士名を記載し押印すること。

○設計図縮小版

B4判上質紙（4/6版90kg相当品）に縮小し、横綴じバイнда（26穴）に収納し提出。

○設計図製本

A1及びA3判二つ折製本（表紙及び背表紙に工事名称を刷り込む）

○設計図左綴図面（A1版）

建築（意匠、構造）工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、工事ごとに作成すること。

○工事内訳書

工事ごとに、高崎市仕様設計書作成システム Excel の CD-R と、それを印刷した A4 サイズの各々の内訳書を提出する。

○電波障害調査報告書

各測定結果及び図面（地図等に転写したもの）と、測定状況写真、測定画像データ写真を取りまとめたものとする。諸条件を考慮し対策方法を比較検討すること。

○構造計算書

A4判にて工事名を書いた表紙を付けて提出する。PDFデータも提出

○各種計算書

設計根拠となる重要な資料であり、使用数量や容量等は、計算式に沿って間違いのないように注意し設計すること。

特に、設備工事においてはメンテナンス計算等も考慮のこと。

○積算調書

（財）建築コスト管理システム研究所発行「建築数量積算基準・同解説」により直接工事の順に解りやすくまとめること。

○単価調書

工種別にまとめ、根拠（出版物、頁数）を明示すること。Excelにて作成しデータも提出すること。

○見積書

1項目3社以上見積りとする。同一業者から複数の工種の見積りを取るときは、必ず工種ごとに提出させること。

○官公庁届出書

事前協議、許認可等の届出、計画通知等は、工期内に完了すること。

※ 所要図書等の納品においては、納品書を作成し提出すること。

7. 設計契約工期

令和6年3月29日（金）まで

8. その他

明記のない項目については国土交通省公共建築設計業務委託共通仕様書に準ずるものとする。その他不明な点は、監督員との協議による。